平成12年(行ケ)第298号 審決取消請求事件

判 決

原 告 Δ

被 告 特許庁長官 及川耕造

指定代理人 鈴木公子、幸長保次郎、茂木静代、山口由木

主 文原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 原告の求めた裁判

「特許庁が平成7年審判第9292号事件について平成12年6月27日にした 審決を取り消す。」との判決。

第2 事案の概要

1 特許庁等における手続の経緯

原告は、昭和61年5月30日「建具」なる発明(本願発明)について特許出願 (昭和61年特許願第126981号)をしたところ、平成7年3月6日拒絶査定 があったので、同年5月2日審判を請求し、平成7年審判第9292号事件として 係属したが、平成9年11月25日「本件審判の請求は、成り立たない。」との審 決(第1次審決)があった。 原告は、第1次審決の取消訴訟を東京高等裁判所に提起し、平成9年(行ケ)第

原告は、第1次審決の取消訴訟を東京高等裁判所に提起し、平成9年(行ケ)第342号事件として審理された結果、平成10年11月18日、本願発明は実願昭52-175096号(実開昭54-100455号)のマイクロフィルムに記載された発明と同一であると判断した第1次審決を取り消す旨の判決があり、確定した。

その結果、平成7年審判第9292号事件において再度審理された結果、平成1 2年6月27日、再度「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審 決)があり、その謄本は、同年7月15日原告に送達された。

2 本願発明の要旨

枠と該枠内に嵌め込まれた仕切り板とからなる建具であって、前記枠内に嵌め込まれた仕切り板は複数枚とすると共に各仕切り板の夫々を伸縮自在とし、使用しない仕切り板は縮めて前記枠内の一端に集めると共に使用する仕切り板を枠内に伸ばして用いることを特徴とする建具。

3 本件審決の理由の要点

(1) 審判で平成11年8月26日付けで通知した拒絶理由に引用した、本件出願前日本国内において頒布された刊行物である、実願昭56-180084号(実開昭58-85073号)のマイクロフィルム(引用例)には、

「建造物の開口の左右側縁に立設されていて、奥行に沿つて互いに重合する屋外側ガイドレール、中間ガイドレール、および屋内側ガイドレールと、該開口の上縁に建付けられて、上記ガイドレールの幅線に接する底面が開かれている開閉機ボクスと、屋外側ガイドレールに案内されて昇降動するスラツト型シャツタで、かつ、開閉機ボツクス内に横架された巻取ドラムに巻付き収納されるようにした網下と、中間ガイドレールに案内されて昇降動する可撓性網戸であつて、かつ、開閉機ボツクス内に横架された巻取筒に巻付き収納されるようにした網アと、リンク結合により上下に連成された複数のパネルより成るパネル戸であつて、かりがイドレールと開閉機ボツクス内のガイド枠とに連通案内されて開閉動し、かり間がイドレールと開閉機ボツクス内のガイド枠とに連通案内されて開閉動し、かりまで、カールとが形成されていることを特徴とする開閉装置。」(実用新案登録請求の範囲)、

「この考案は、建造物の出入口や窓などの建屋開口を遮蔽および開放させるための開閉装置に関する」(明細書2頁5~7行)、

「キヤリア23の上昇回動時には、最上段の透明パネル21から順次上方に押上げられ、これにより最下段の透明パネルがガイド枠22の水平部分に押し上げられた開成態位では、4枚の透明パネル21は、スペースS内に重合した状態でガイド

枠22の水平部分に吊下げ収納されるようになつている。」(同7頁16行~8頁2行)、

「実施例の開閉装置においては、シヤツタ2、網戸3、およびパネル戸4の3つの遮蔽体を、夫々別個に任意に開閉させることが可能であり、すなわち、押ボタン13の操作によりシヤツタ2とパネル戸4を電動で開閉させると共に、手操作で水切板15を押上げ、また引下げることにより、網戸3を容易に開閉し得る。」(同8頁19行~9頁6行)の記載がある。

以上の記載及び第1図~第7図の記載からみて、引用例には、

「建造物の開口の左右側縁に立設されていて、奥行に沿つて互いに重合する屋外側ガイドレール、中間ガイドレール、および屋内側ガイドレールと、該開口の上縁に建付けられた開閉機ボックスと、屋外側ガイドレールに案内されて昇降動する網戸と、屋内側ガイドレールと開閉機ボツクス内のガイド枠とに連通案内されて開閉動するパネル戸とからなる開閉装置であって、シヤツタと網戸を巻き取り可能とし、パネル戸を重合した状態で開閉機ボツクス内に収納可能とした開閉装置」

が記載されていると認める。

(2) 対比

本願発明と引用例に記載された発明とを対比すると、引用例に記載された発明の「建造物の開口の左右側縁に立設されていて、奥行に沿つて互いに重合する屋外側ガイドレール、中間ガイドレール、および屋内側ガイドレールと、該開口の上縁に建付けられた開閉機ボックス」は、本願発明の「枠」に相当し、引用例に記載された発明の「シヤツタ」、「網戸」及び「パネル戸」は、本願発明の「仕切り板」に相当し、引用例に記載された発明の「屋外側ガイドレールに案内されて」、「中間ガイドレールに案内されて」及び「屋内側ガイドレールと開閉機ボツクス内のガイド枠とに連通案内されて」は、本願発明の「枠内に嵌め込まれた」に相当する。

そして、引用例に記載された発明の「開閉装置」は、「建造物の開口の左右側縁に立設されていて、奥行に沿つて互いに重合する屋外側ガイドレール、中間ガイドレール、および屋内側ガイドレールと、該開口の上縁に建付けられた開閉機ボックス」(枠)と、「屋外側ガイドレールに案内されて昇降動するシヤツタと、中間ガイドレールに案内されて昇降動する網戸と、屋内側ガイドレールと開閉機ボツクス内のガイド枠とに連通案内されて開閉動するパネル戸」とからなっているから、「可動の戸と建具枠で構成され、建築の開口部を開閉するもの」という「建具」の定義(株式会社彰国社発行、「建築大辞典〈縮刷版〉」による。)に照らすと、本願

発明の「建具」に相当する。 さらに、本願発明における

さらに、本願発明における「各仕切板の夫々を伸縮自在とし、使用しない仕切り板は縮めて前記枠内の一端に集めると共に使用する仕切り板を枠内に伸ばして用いる」については、本願明細書に、「各仕切り板2a、2b、2cのうち、使用するものは枠1内に伸ばして用いる。そして、仕切り板2a、2b、2cのうち、使用するものは枠1内に伸ばして用いの記載、及び「仕切り板2a、2b、2cのうち、使用しない仕切り板は折りたたみで、の記載、及び「仕切り板2a、2b、2cのうち、使用しない仕切り板は折りたたみ式、スライド式等により縮め、左、右端に又は上、下端等、枠1の一端に集めるのでより伸縮自在で、使用しないときは縮めて枠の一端に集め、使用するときはを内側がイドレール(枠)内の一端に集められた発明の「パネル戸」は、重合した状態で収納可能となっているから伸縮自たのけいるがのであると認められた発明の「パネル戸」は、重合した状態で収納可能となっているから伸縮もでもり、使用しないときは縮めて屋内側がイドレール(枠)内の一端に集められているときは屋内側がイドレール内に伸ばして用いられるものであると認められるときは屋内側がイドレール内に伸ばして用いられるものであると認められる

また、引用例に記載された発明の「シヤツタ」と「網戸」は、使用しないときは 巻き取られ、それぞれ屋外側ガイドレールと中間ガイドレール(枠)の一端に集め たれ、使用するときは枠内に引き出して用いられるすのと認められる。

したがって、本願発明と引用例に記載された発明は、

「枠と該枠内に嵌め込まれた仕切り板とからなる建具であって、前記枠内に嵌め

込まれた仕切り板は複数枚とし、使用しない仕切り板は枠内の一端に集めると共に 使用する仕切り板を枠内に引き出して用いる建具。」である点で一致し、以下の点 で相違する。

相違点

本願発明は、各仕切り板の夫々を伸縮自在とし、使用しない仕切り板は縮めて前 記枠内の一端に集めると共に使用する仕切り板を枠内に伸ばして用いるのに対し、 引用例に記載された発明は、一部の仕切り板を伸縮自在とし、他の仕切り板を巻き 取り可能とし、使用しない仕切り板は縮めるか、巻き取って枠内の一端に集めると共に、使用する仕切り板を枠内に伸ばすか、引き出して用いる点。

相違点についての検討

さきに述べたように、本願明細書には、本願発明の伸縮自在な仕切り板として、 折りたたみ式やスライド式のものが例示されている。そして、網戸やシャッタにお いて、折りたたみ式やスライド式の構造にして、縮めて一端に集めたり、あるいは 伸ばすようにすることは、本件出願前周知の技術(例えば、ア:実願昭55-18 8899号(実開昭57-111994号)のマイクロフィルム(周知例ア) イ:実願昭57-52423号(実開昭58-156864号)のマイクロフィル ム (周知例イ)、ウ:実願昭57-98615号 (実開昭59-3995号) のマ イクロフィルム (周知例ウ)、エ:実願昭57-15993号 (実開昭58-118014号)のマイクロフィルム (周知例工)、参照。)であり、引用例に記載さ れた発明において、網戸やシャッタに、巻き取りに代えて上記周知の技術である折 りたたみ式やスライド式の構造を採用し、各仕切り板のそれぞれを伸縮自在とする程度のことは、当業者が容易になし得たことである。
そして、本願発明が奏する効果も、引用例に記載された発明及び周知の技術から

当業者が予測し得たものであって、格別、顕著なものとは認められない。

したがって、本願発明は、引用例に記載された発明及び周知の技術に基づいて当 業者が容易に発明をすることができたものである

(4) 意見書の主張に対して

原告(審判請求人)は、意見書において、「8.本願発明の仕切板が伸縮自在であるとは、1つの建具で複数種類の建具があるのと同様な役割を持たせるという発明の目的や効果からみて、枠内の一端に集められることであり、その集められた仕切り板の存在が、建具の一部として希薄になる程度に十分に縮むことを意味している。 る。つまり、本願発明の仕切板は、一枚物で形成されており、使うものは伸ばし 使わないものは縮めて、枠の一端に集めるものである。具体的には、伸縮する構造 又は伸縮する部材で構成された仕切り板を、スライド式、折りたたみ式、その他の 方法で伸縮させるものである。」、「9 上記引用例・・・には上記(8)に記載の要旨の記載がない。伸縮する構造又は伸縮する部材で構成されたものはなく、ま たそれを示唆ものもない。よって本願発明は拒絶理由によるものに該当せず、また 容易に発明できるものでなく、特許法29条2項の規定に該当せず特許を受けることができるものである。」と述べ、本願発明の仕切板が伸縮自在であるとは、枠内 の一端に集められ、その集められた仕切り板の存在が、建具の一部として希薄にな る程度に十分に縮むことを意味し、本願発明の仕切板は、一枚物で形成されてお り、具体的には、スライド式、折りたたみ式、その他の方法で伸縮させるものであ り、引用例及び周知例には、伸縮する構造又は伸縮する部材で構成されたものはな またそれを示唆するものもない旨主張しているので、これについて検討する。 引用例に記載された「パネル戸4」は、スライド式で、枠(建造物の開口の左右 側縁に立設されていて、奥行に沿つて互いに重合する屋外側ガイドレール、中間ガ イドレール、及び屋内側ガイドレールと、該開口の上縁に建て付けられた開閉機ボ ックス)内の一端に集められ、その集められたパネル戸の存在が、建具の一部とし

て希薄になる程度に十分に縮むものと認められる。 また、引用例に記載された「シャッタ2」と「網戸3」は、巻き取りによるものではあるが、使用しないときには枠の一端に集められ、その集められたシャッタと 網戸の存在が建具の一部として希薄になる程度に十分に縮むものと認められる。 して、シャッタや網戸において、折りたたみ式やスライド式の構造にして、一端に 集めたり、あるいは伸ばすようにすることは、前記のように本件出願前周知の技術 (周知例ア及びイのシャッタはスライド式の構造を有し、周知例ウの網戸(網体 3) は折りたたみ式の構造を有し、周知例工の網戸はスライド式の構造を有し、 ずれも一端に集めたり、あるいは伸ばすようにするものである。)であり、引用例 に記載された発明のシャッタと網戸に上記周知の技術を採用すれば、シャッタと網 戸は、枠内の一端に集められ、その集められたシャッタと網戸の存在が建具の一部として希薄になる程度に十分に縮むことになるのは明らかである。したがって、原告の主張は採用することができない。

(5) 審決のむすび

以上のとおり、本願発明は、引用例に記載された発明及び周知の技術に基づいて 当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定 により特許を受けることができない。

第3 原告主張の審決取消事由

すなわち、本願発明の要旨は、特許請求の範囲の記載によれば、「各仕切板の夫々を伸縮自在とし」た構成を有するものであるが、仕切り板が伸縮自在であるとは、1つの建具で複数種類の建具があるのと同様な役割を持たせるという発明の目的や効果からみて、枠内の一端に集められることであり、その集められた仕切り板の存在が、建具の一部として希薄になる程度に十分に縮むことを意味している。つまり、本願発明の仕切り板は、一枚物で形成されており、使うものは伸ばし、使わ

ないものは縮めて、枠の一端に集めるものである。

このように、上記各周知例は、いずれもスライド式、折りたたみ式、巻き取り式等の方法で移動するものであって、パネル、シャッタ、ブラインド、網戸等が伸縮するものではないから、本件審決が前記相違点で摘示した「本願発明は、各仕切り板の夫々を伸縮自在とし、使用しない仕切り板は縮めて前記枠内の一端に集めると共に使用する仕切り板を枠内に伸ばして用いる」構成を示唆するものではない。

被告提出の実願昭58-112340号(実開昭60-22697号)のマイクロフィルム(乙第1号証)には、網を室内、室外側に交互に曲げ部を作って折りたたまれた状態で収納される網戸が記載されているが、この網戸はアコーデオンカーテン式に網を伸縮させるものであって、網が可動部材を用いて折りたたまれて開閉するものであり、網自体が伸縮するものではないし、一枠内に複数の網戸等の伸縮する部材を設けたものでもない。

そして、本願発明は、複数の仕切り板の夫々を伸縮自在な構成とすることにより、四季、寒暖、時期、時間等の状況や必要に応じて、素早く簡単に適切に対応できるという顕著な効果も奏するものである。

したがって、本件審決が「本願発明は、引用例に記載された発明及び周知の技術に基いて当業者が容易に発明をすることができたものである」と判断したのは、誤

りである。

第4 審決取消事由に対する被告の反論

網戸やシャッタにおいて、折りたたみ式やスライド式の構造にして、縮めて一端に集めたり、伸ばしたりすることは、本願発明の出願前に周知の技術であって、本件審決は、この例示として、周知例ア〜エを挙げているが、更に実願昭58-112340号(実開昭60-22697号)のマイクロフィルム(乙第1号証)を挙げることもできる。そうすると、引用例に記載された網戸やシャッタにおいて、巻き取る構造に代えて周知の技術である折りたたみ式やスライド式の構造を採用して、各仕切り板の夫々を伸縮自在とし、使用しない仕切り板は縮めて枠内の一端に集めると共に使用する仕切り板を枠内に伸ばして用いるようにする程度のことは、当業者が容易になし得たことである。

第5 当裁判所の判断

1 原告は、本件審決が挙げた周知例アないし周知例工が、いずれもスライド式、折りたたみ式、巻き取り式等の方法で移動するものであって、パネル、シャッタ、ブラインド、網戸等が伸縮するものではないから、本件審決が本願発明と引用例記載の技術との相違点で摘示した「本願発明は、各仕切り板の夫々を伸縮自在とし、使用しない仕切り板は縮めて前記枠内の一端に集めると共に使用する仕切りを枠内に伸ばして用いる」構成を示唆するものではないと主張し、被告が提出した実願昭58-112340号(実開昭60-22697号)のマイクロフィルム(乙第1号証)の網戸はアコーデオンカーテン式に網を伸縮させるものであって、網が可動部材を用いて折りたたまれて開閉するものであり、網自体が伸縮するものはないし、一枠内に複数の網戸等の伸縮する部材を設けたものでもないと主張する。

2 しかし、甲第6号証によれば、平成9年8月8日付け手続補正書添付の本願明細書には、

「本発明の具体的一実施例を示すと、

建具は、枠1と、該枠1内に嵌め込まれる仕切り板2とからなり、仕切り板2は 複数枚の仕切り板2a、2b、2cとし、且つ各仕切り板2a、2b、2cは夫々、伸縮自在とする。・・・

前記仕切り板2は、例えば仕切り板2aを透明板、仕切り板2bを不透明板、仕切り板2cをスダレ板にて構成したりすることができる。また仕切り板は必要に応じて2枚にし、1枚は不透明板、1枚は網戸板にすることもできる。 仕切り板2a、2b、2cのうち、使用しない仕切り板は折りたたみ式、スライ

仕切り板2a、2b、2cのうち、使用しない仕切り板は折りたたみ式、スライド式等により縮め、左、右端に又は上、下端等、枠1の一端に集めるものである。 なお、必要に応じて建具の枠1の左、右、上、下の端部を伸縮できるようにする

本願発明は上記実施例にのみ限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲内に於いて種々の変更を加え得ることができるのである。」(2頁5~22

行)

と記載されていることが認められる。

この記載によれば、本願発明において、透明板、不透明板、簾板、網戸板等の仕切り板の中で、使用しない仕切り板は、折りたたみ式、スライド式等により縮めて、左端若しくは右端、又は上端若しくは下端に集められるものと認められる。そうすると、本願発明において「各仕切り板の夫々を伸縮自在とし」たことは、仕切り板自体が伸縮するものだけでなく、仕切り板が折りたたみ式、スライド式により縮められるようなものをも含むことを意味すると認められる。

りない。 がはより、では、に、ととすでいる。 は、に、ながとと、でいる。 がは、に、ないると、でいる。 でなこと、、では、ないないがは、まない。 でなこと、ないる。 でなこと、ないのがする。 のので、のので、では、 のので、でいる。 でないる。 でないる。 でないる。 でないる。 でないる。 でないる。 でいる。 でいる。

また、乙第1号証によれば、実願昭58-112340号(実開昭60-226 97号)のマイクロフィルムには、「本考案は、出窓などの窓枠のガラス窓室内側 に設置される網戸の改良に関するものである。」(2頁17~18行) 、「本考案 の網戸は、窓枠の対向する一方の竪枠にガラス戸の室内側に配置して固定される網 戸竪枠に、室内、室外側に交互に曲げ部が形成されて折畳まれる伸縮可能な網の一端部を固定し、この網の他端部を網戸竪枠と対向しかつ窓枠の他方の竪枠側に当接 可能な可動部材に固定し、前記網戸竪枠および可動部材を網の折畳み時に互に嵌合 して網の収納可能な箱形横断面部が形成される形状に構成したものである。」(4) <u> 頁7~16行)、「以上のように構成された実施例の網戸は、回転ガラス戸の閉時</u> には、第5図に示すように、網戸竪枠(17)の溝形部(17a)と可動部材(2 2) の溝形部(22a) が嵌合して構成された箱形横断面部内に、網(25) が室 内、室外側に交互に曲げ部が形成されて折畳まれた状態で収納され、・・・ガラス 戸の開時に網戸を使用するには、係合部(22a)を係合受部(17a)から外して可動部材(22)を第5図の右方に移動させると、折畳まれていた網(25)が 第3図に示すように伸長して網戸竪枠(17)と可動部材(22)の間でほぼ直線 状となり、可動部材(22)が網戸竪枠(18)を介して窓枠(11)の竪枠(1 4)に当接される。」(7頁3行~8頁6行)と記載されていることが認められ る。これらの記載と第3~5図が示すところによれば、ガラス戸の開時には直線状に伸長する網が、ガラス戸の閉時には折り畳まれて縮められた状態で収納されるものであること、ガラス戸の開時に直線状に伸長した網が、窓枠内に設けられている ことが認められる。

4 以上説示したところによると、周知例ウに示される「網体3」及び実願昭58-112340号(実開昭60-22697号)のマイクロフィルムに示される「網」は、本願発明の「伸縮自在とされた仕切り板」に相当するものと認められるから、使用しない仕切り板を縮めて枠内の一端に集めること及び仕切り板を枠内に伸ばして用いることは、周知の技術であるということができる。そして、この周知

の技術は、引用例記載の技術と同様に、建造物の窓部に用いられる遮蔽部材として 共通する機能を有することは明らかである(この判断に沿わない原告準備書面中の 主張は採用することができない。)。

したがって、本件審決が「引用例に記載された発明において、網戸やシャッタに、巻き取りに代えて上記周知の技術である折りたたみ式やスライド式の構造を採用し、各仕切り板のそれぞれを伸縮自在とする程度のことは、当業者が容易になし得たことである。」と判断した点に、原告主張の誤りはない。

毎にことである。」と刊断した点に、原言主張の誤りはない。 5 原告主張の本願発明の効果についても、上記した周知の技術を引用例記載の 考案に適用した結果として当然に奏される程度のものにすぎないことは明らかであ るから、本願発明の効果について格別顕著なものはないとした本件審決の判断に、 誤りがあるとは認められない。

第6 結論

以上のとおり、原告主張の審決取消事由は理由がないので、原告の請求は棄却されるべきである。

(平成13年6月28日口頭弁論終結)

東京高等裁判所第18民事部

裁判長裁判官	永	井	紀	昭
裁判官	塩	月	秀	平
裁判官	古	城	春	実